

被災者生活再建支援制度の拡充を求める 100万筆署名を成功させよう。

2

被災者生活再建支援法とは



被災者生活再建支援法の制定

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災。多くの義援金が集まったものの、被災世帯が多く1世帯あたり最高でも40万円程度で、それだけでは住宅再建は進みませんでした。1996年9月、コープこうべが積極的な被災者支援策を政府に対して要望し全国の生協とともに「地震災害等に対する国民的保障制度を求める署名推進運動」を開始、全国で約2,500万人の署名が集約されました。全労済、連合、兵庫県、日本生協連による国民会議の結成が推進に大きく貢献しました。1997年2月に首相に提出され、翌1998年5月に議員立法により「被災者生活再建支援法」が成立しました。

当初の制度は、災害への保障としては不十分でしたが、自然災害被災者への個人財産に対する公的支援はあり得ないという当初の国の主張を乗り越え制定された画期的な法律です。

法改正に向けた動き

成立当初の支援金は限度額100万円。家電製品や寝具など対象品目が決められ、所得制限もあるなど使い勝手がよくありませんでした。住宅の再建を支援するものではなく、「お見舞い金」的な位置づけであり、支給条件も複雑で、5年後の見直しを附帯決議としました。

2004年、見直しを検討していた「自然災害被災者支援促進協議会」(全労済・日生協・連合・兵庫県の4団体)による知事会への働きかけもあり、最高額200万円までに支給が拡充しました(第1次改正)。しかし、住宅本体の建築や補修費には利用できないため、さらなる見直しの声が強まっていました。

2007年に発生した、能登半島地震、新潟中越沖地震、台風11・12号の発生で法律改正の機運が高まり、全国知事会から見直しに関する緊急要望が公表されたこともあります(第2次改正)。

巨大地震に加え津波や原子力災害等によるかつてない甚大な被害をもたらした今回の震災からの生活再建を進めていくうえでは、現行の支援金、支援制度では不十分です。

支援金制度の問題点

支援金の財源は、都道府県が拠出した基金の運用益とし制度が始まりました。国は、支援金支給額の1/2を補助するため、基金は「都道府県」と「国」が1:1で支えることになっています。「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援制度は、大規模な自然災害により大規模半壊以上の住宅被害が発生した場合に、被害程度と再建方法に応じて、一世帯あたりで最大300万円を支給する制度です。東日本大震災による甚大な住宅被害の発生により、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金の大幅な不足が見込まれました。そのため全国知事会や自然災害議連は、元金の取り崩しを認め、大災害の場合は国の負担割合を大きくするべきだと求めました。

その結果、1/2である国の補助率について、東日本大震災に限り8/10とする特例措置を設けることとして、これについては「東日本大震災財特法」の一部改正により対処することになりました。

都道府県から基金へこれ以上の拠出は難しい状況もあるため、国による支給割合や金額を増やすよう求めます。